十一～二十六　（略）	十一～二十六　（略）
二十七　法第六十七条第三項に規定する権限	二十七　法第六十七条第三項に規定する権限（第一号ロからホまでに掲げる行為に係るものに限る。）
二十八　法第六十八条第一項（第九号イからチまで、第十号イからヘまで、第十一号イからハまで及び第十二号に掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限	二十八　法第六十八条第一項（第九号イからチまで、第十号イからヘまで及び第十一号イからハまでに掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限
二十八の二　第六条第二項第七号に規定する権限	（新設）
二十九　第十条第五項に規定する権限	二十九　第十条第四項に規定する権限
三十　第十二条第二十七号の二の四、第二十七号の九、第二十九号の三十一及び第三十号に規定する権限	三十　第十二条第二十七号の二の四、第二十七号の九、第二十九号の三十一又は第三十号に規定する権限
三十一・三十二　（略）	三十一・三十二　（略）
三十三　第十五条第一号（第十二条第二十九号の三十一に係る部分に限る。）及び第十六号に規定する権限	三十三　第十五条第一号（第十二条第二十九号の三十一に係る部分に限る。）又は第十六号に規定する権限

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に環境大臣が自然公園法の規定によりした許可その他の処分又は通知その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に同法の規定により環境大臣に対してした申請その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

○環境省令第十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）及び関係法令を実施するため、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

令和六年四月一日

環境大臣　伊藤**信**太郎

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

一　自然公園法第十七条第一項及び第二項、第三十条第一項、第三十五条第二項、第三十七条第二項、第四十二条の七第一項並びに第六十二条第一項

二　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十六条第一項

三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十八条第八項

四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十三条の九第一項、第十五条の十三第一項、第十九条第二項及び第二十四条の三第一項

五　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十二条第一項

六　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二十条第二項

七　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十八条第一項（同法第三十条又は第三十五条の七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十五条の六第一項

八　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の十八第一項

九　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百四十一条第一項

十　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四十四条第一項から第三項まで（環境大臣の権限によるものに限る。）

十一　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項（環境大臣の権限によるものに限る。）